特定非営利活動法人びすた〜り定款

1. 総則

（名称）

1. この法人は、特定非営利活動法人びすた〜りという。

但し、登記上は特定非営利活動法人びすたーりとする。

（事務所）

1. この法人は、主たる事務所を愛知県知多市新知台２丁目９番地の１０（ドミール上神宮道２０２）に置く。
2. 目的及び事業

（目的）

1. この法人は、地域で暮らす障がい児・者が、自立した日常生活を営めるよう必

　要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うと共に、自ら安全な食の確

　保ができるよう、環境負荷の少ない農作業を支援する事業を行う。このことを通して、

　障がい児・者の心身の健全化を図り、生活支援全般や権利擁護を行い、障がい児・者

　の地域生活の安定的継続に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を

　行う。

（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）環境の保全を図る活動

（３）子どもの健全育成を図る活動

（４）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）特定非営利活動に係る事業

①　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合

　支援法」という。）による障害福祉サービス事業

②　自然栽培を実践し、自給自足を促進するエコたん事業

　　③　介護保険法に基づく訪問看護事業

　　④　広く精神保健福祉に関する訪問活動事業

　　⑤　障がい児・者の社会参加促進等の事業

　　⑥　福祉や環境に関する研修、啓発、相談及び地域交流事業

⑦　その他法人の目的を達成するために必要な事業

1. 会員

（種類）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下

　「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（２）賛助会員　この法人の目的に賛同し、援助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理

　事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならな

　い。

３　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもっ

　て本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（３）継続して３年以上会費を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会するこ

　とができる。

（除名）

第１１条　会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の３分の２以上

　の同意によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明

　の機会を与えなければならない。

（１）法令、定款等に違反したとき。

（２）この法人の名誉をき損し、設立の趣旨や目的に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第１２条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

1. 役員及び職員

（種類、定数及び選任等）

第１３条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　３人以上７人以下

（２）監事　１人以上２人以下

２　理事のうち、１人を代表理事、１人を副代表理事とする。

３　理事及び監事は、総会において選任する。

４　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

５　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１

　人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の

　３分の１を超えて含まれることになってはならない。

６　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（職務）

第１４条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたと

　きは、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務

　を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）この法人の財産の状況を監査すること。

（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令

　　若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所

　　轄庁に報告すること。

（４）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若し

　　くは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１５条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の

　任期の残存期間とする。

３　役員は前２項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日

　後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

（欠員補充）

第１６条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なく

　これを補充しなければならない。

（解任）

第１７条　役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを解任するこ

　とができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならな

　い。

（１）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（報酬等）

第１８条　役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が

　役員の総数の３分の１以下でなければならない。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）

第１９条　この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことが

　できる。

２　事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

1. 総会

（種別）

第２０条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第２１条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第２２条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）定款の変更

（２）解散

（３）合併

（４）事業報告及び決算

（５）役員の選任又は解任、職務及び報酬

（６）その他運営に関する重要事項

（開催）

第２３条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

（１）理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

（２） 正会員総数の５分の１以上から、会議の目的である事項を記載した書面により招集の

　　請求があったとき。

（３）第１４条第５項第４号に基づき監事から招集があったとき。

（招集）

第２４条　総会は、第２３条第２項第３号の場合を除いて、代表理事が招集する。

２　代表理事は第２３条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日

　から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁

　的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２５条　総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選出する。

（定足数）

第２６条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によりあらかじめ通知された事

　項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、

　可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員

　が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員

　総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第２８条　各正会員の表決権は、平等とする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につ

　いて書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任

　することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第２６条、第２７条第２項、第２９条第１項第２

　号ならびに第３号及び第４８条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を

　行使することができない。

（議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員の現総数

（３）総会に出席した正会員の数（書面等表決者及び表決委任者がある場合にあっては、そ

　　の数を付記すること。）

（４）議長の選任に関する事項

（５）審議事項

（６）議事の経過の概要及び議決の結果

（７）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印

　しなければならない。

３　前２項の規定に関わらず、第２７条第３項の規定により、総会の決議があったとなされ

　た場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（３）総会の決議があったものとみなされた日

（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

1. 理事会

（構成）

第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第３１条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）事業計画及び予算ならびにその変更

（４）事務局の組織及び運営に関する事項

（５）職員の職務・報酬に関する事項

（６）入会金及び会費の額

（７）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第４７条におい

　　て同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（８）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第３２条　理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）代表理事が必要と認めたとき。

（２）理事総数の３分の１以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の

　　請求があったとき。

（３）第１４条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第３３条　理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事は、第３２条第２号又は第３号の規定による請求があったときは、その日から

　３０日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電

　磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３４条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（定足数）

第３５条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第３６条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によりあらかじめ通知された

　事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

　ころによる。

（表決権等）

第３７条　各理事の表決権は、平等とする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につ

　いて書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、第３６条第２項及び第３８条第１項第２号ならびに

　第３号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行

　使することができない。

（議事録）

第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）理事の現総数

（３） 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあってはその旨を付記すること。）

（４）審議事項

（５）議事の経過の概要及び議決の結果

（６）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名

　人２人が署名、押印しなければならない。

1. 資産及び会計

（資産の構成）

第３９条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）入会金及び会費

（３）寄附金品

（４）事業に伴う収益

（５）財産から生じる収益

（６）その他の収益

（資産の管理）

第４０条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理

　事が別に定める。

（会計の原則）

第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

（会計の区分）

第４２条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）

第４３条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議

　決を経なければならない。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立

　の日までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

３　前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

４　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加

　又は更正をすることができる。

（予備費の設定及び使用）

第４４条　予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（事業報告及び決算）

第４５条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する

　書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議

　決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第４６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第４７条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

1. 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４８条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以

　上の議決を経、かつ、法第２５条第３項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所

　轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第４９条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５）破産手続開始の決定

（６）所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により解散する場合は、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なけれ

　ばならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５０条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残

　存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会の議決により選定するものに譲

　渡するものとする。

（合併）

第５１条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の

　議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

1. 公告の方法

（公告の方法）

第５２条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第１０章　雑則

（細則）

第５３条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定

　める。

　　　附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事　　　　　髙山　博好

副代表理事　　　　竹内　忠雄

理事　　　　　　　溝口　常俊

理事　　　　　　　木全　和巳

理事　　　　　　　竹内　徹於

理事　　　　　　　山本　京子

監事　　　　　　　磯部　法子

３　この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成

　２７年５月３１日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総

　会で定めるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成２

　６年３月３１日までとする。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額

　とする。

（１）正会員

　　　入会金　　　なし

　　　年会費　　　個人　　３，０００円

　　　　　　　　　団体　１０，０００円

（２）賛助会員

　　　入会金　　　なし

　　　年会費　　　個人　　１，５００円

　　　　　　　　　団体　　５，０００円

　　　附　則

この定款は、平成２６年５月２９日から施行する。